

滋賀県障害者プラン2021の中間見直しの概要について

本県では、令和3年3月に、障害者施策の指針および実施計画として「滋賀県障害者プラン2021（以下「プラン」という。）」を策定し、「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」を基本的目標として総合的な施策の推進を図ってきた。プランは、今年度末に一部の内容が改定時期を迎えることから見直しを行うもの。

■今回の見直しの範囲および趣旨

(1) 「Ⅲ 具体的な施策」のうち、重点的取組に関する事項

→ 3年ごとの見直しとしているため、今回見直しを行い令和8年度の目標を設定する。

※具体的な項目や目標値は、次回の会議で素案としてお示しする予定。

(2) 「Ⅲ 具体的な施策」のうち、障害福祉計画および障害児福祉計画に関する事項

→ 国が定める計画期間が3年であるため、国の方針を踏まえて令和8年度の目標および活動指標を設定する。

※具体的な目標値は、国の方針や今回の会議の議論を踏まえて次回の会議でお示しする予定。

■計画期間

令和3年度から令和8年度の6年間

※重点的取組とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、令和3年度から令和5年度の3年間

<現行プランの構成>

項目	内容
I 基本的な考え方	1. プラン策定の背景 2. プラン策定の趣旨 3. プランの位置づけ 4. プランの実施期間 5. SDGsとの関係性
II 滋賀県が目指す共生社会	1. 基本理念 2. 基本目標 3. 基本的な施策の方向性 4. 現状・課題
III 具体的な施策	施策の方向性 <u>重点的取組</u> <u>障害福祉計画および障害児福祉計画</u>

○計画期間：R3～R8のため

原則、改定の対象外

※但し、国の障害者基本計画の見直しの内容について留意することとする

○計画期間：R3～R5のため

改定の対象

○改定後計画期間：R6～R8

※滋賀県障害者施策推進協議会およびワーキングチーム等における議論を軸に改定を進める。

※障害福祉計画および障害児福祉計画については、国の基本方針に基づき改定を行う。